

○ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）

改正後

第八十七条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

一 三 （略）

改正前

第八十七条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

一 三 （略）

四 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟（以下「老人性認知症疾患療養病棟」という。）を有する病院（第二号に該当するものを除く。以下「老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」という。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき指定介護予防短期入所療養介護従業者の員数は、次のとおりとする。

- イ 医師及び薬剤師 それぞれ医療法上必要とされる数以上
- ロ 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員

(1) 老人性認知症疾患療養病棟（医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第四十三条の二の規定の適用を受ける病院が有

2| 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第百四十二条第一項に

するものに限る。)にあつては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上

(2) 老人性認知症疾患療養病棟(①の規定の適用を受けるものを除く。)にあつては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一以上

ハ 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上

ニ 栄養士 病床数が百以上の病院であるものにあつては一以上

ホ 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士 一以上

ヘ 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者 一以上

2| 前項第四号の入院患者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3| 第一項第四号イの医師のうち一人は、老人性認知症疾患療養病棟において指定介護予防短期入所療養介護を担当する医師としなければならない。

4| 第一項第四号ホの作業療法士及び同号への精神保健福祉士又はこれに準ずる者は、常勤でなければならない。

5| 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第百四十二条第一項か

規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第百八十八条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準

は、次のとおりとする。

一～三 (略)

ら第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第百八十八条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準

は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、生活機能回復訓練室、デイルーム、面会室、食堂及び浴室を有することとし、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所の病室、廊下、生活機能回復訓練室、デイルーム、面会室、食堂及び浴室は、次の基準を満たさなければならないこととする。

イ 老人性認知症疾患療養病棟に係る一の病室の病床数は、四床以下とすること。

ロ 老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上とすること。

ハ 老人性認知症疾患療養病棟の用に供される部分（事業の管理の事務に供される部分を除く。）の床面積は、当該老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数に十八平方メートルを乗じて得た面積以上の面積を有すること。

ニ 患者が使用する廊下であつて、老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、一・八メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による

測定で、二・七メートル以上（医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては二・一メートル以上）としなければならない。

ホ 生活機能回復訓練室は、六十平方メートル以上の床面積を有し、専用の器械及び器具を備えること。

ヘ デイルーム及び面会室の面積の合計は、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者一人につき二平方メートル以上の面積を有しなければならない。

ト 食堂は、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有しなければならない。ただし、前号のデイルームを食堂として使用することができるものとする。

チ 浴室は、入院患者の入浴の介助を考慮してできるだけ広いものでなければならない。

2 前項第三号及び第四号に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

3 (略)

(対象者)

第百八十九条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老

2 前項第三号に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

3 (略)

(対象者)

第百八十九条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老

人保健施設の療養室、病院若しくは診療所の療養病床に係る病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

第二百五条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一 四（略）

2（略）

第六条から第十二条まで 削除

人保健施設の療養室、病院若しくは診療所の療養病床に係る病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

第二百五条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一 四（略）

五 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。

2（略）

附則

第六条 当分の間、第八十七条第一項第四号ハ中「六」とあるのは、「八」とする。

第七条 専ら老人性認知症疾患療養病棟における作業療法に従事する常勤の看護師（老人性認知症疾患の患者の作業療法に従事した経験を有する者に限る。）を置いている指定介護予防短期入所療養介護事業者（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。）については、当分の間、第百八十七条第一項第四号ホ中「作業療法士」とあるのは一週に一日以上当該老人性認知症疾患療養病棟において指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる作業療法士」と、同条第四項中「第一項第四号ホの作業療法士及び同号への精神保健福祉士」とあるのは「第一項第四号への精神保健福祉士」とする。

第八条 病床を転換して設けられた老人性認知症疾患療養病棟（以下「病床転換による老人性認知症疾患療養病棟」という。）に係る病室については、第百八十八条第一項第四号イ中「四床」とあるのは、「六床」とする。

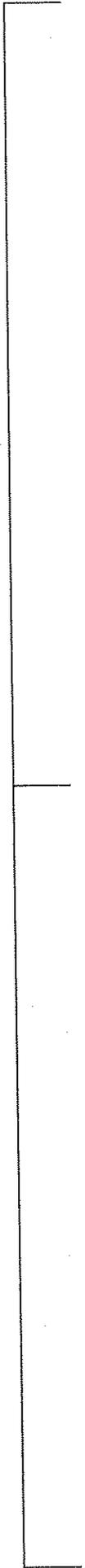
第九条 病床転換による老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下については、第百八十八条第一項第四号ニ中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル以上（医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては二・一メートル以上）」とあるのは「一・六メートル」とする。

第十条 当分の間、第百八十七条第一項第四号ロ(2)中「一以上」とあるのは、「一以上。ただし、そのうち、老人性認知症疾患療養病棟における

入院患者の数（以下「老人性認知症疾患療養病棟入院患者数」という。）を四をもつて除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）から老人性認知症疾患療養病棟入院患者数を五をもつて除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）を減じた数の範囲内で介護職員とすることができる。」とする。

第十一条 指定短期入所療養介護事業者が有する老人性認知症疾患療養病棟であつて、この省令の施行の際現に医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号。以下「医療法施行規則等改正省令」という。）附則第三十六条の規定の適用を受けているものについては、当分の間、第百八十八条第一項第四号ロ中「内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル」とあるのは、「入院患者一人につき六・〇平方メートル」とする。

第十二条 医療法施行規則等改正省令附則第八条の規定の適用を受けている病院内の病室に隣接する廊下（附則第六条の規定の適用を受ける場合を除く。）の幅は、第百八十八条第一項第四号ニ中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル以上（医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受けている病院の廊下の幅にあつては二・一メートル以上）」とあるのは「一・六メートル」とする。



〇、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）

改正後

改正前

（従業者の員数）

第百四十二条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

一〜三 （略）

（従業者の員数）

第百四十二条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

一〜三 （略）

四 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「令」という）

。第四条第二項に規定する病床により構成される病棟（以下「老人性認知症疾患療養病棟」という。）を有する病院（第二号に該当するものを除く。以下「老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」という。）である指定短期入所療養介護事業所に置くべき短期入所療養介護従業者の員数は、次のとおりとする。

イ 医師及び薬剤師 それぞれ医療法上必要とされる数以上

ロ 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員

(1) 老人性認知症疾患療養病棟（医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第四十三条の二の規定の適用を受ける病院が有するものに限る。）にあつては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上

2| 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第百八十七条第一項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

- (2) 老人性認知症疾患療養病棟（エ）の規定の適用を受けるものを除く。）にあつては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が四又ははその端数を増すことに一以上
- ハ 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が六又ははその端数を増すことに一以上
- ニ 栄養士 病床数が百以上の病院であるものにあつては一以上
- ホ 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士 一以上
- ヘ 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者 一以上
- 2| 前項第四号の入院患者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3| 第一項第四号イの医師のうち一人は、老人性認知症疾患療養病棟において指定短期入所療養介護を担当する医師としなければならない。
- 4| 第一項第四号ホの作業療法士及び同号への精神保健福祉士又はこれに準ずる者は、常勤でなければならない。
- 5| 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第百八十七条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備に関する基準)

第百四十三条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一〜三 (略)

(設備に関する基準)

第百四十三条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一〜三 (略)

四 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、生活機能回復訓練室、デイルーム、面会室、食堂及び浴室を有することとし、当該指定短期入所療養介護事業所の病室、廊下、生活機能回復訓練室、デイルーム、面会室、食堂及び浴室は、次の基準を満たさなければならないこととする。

イ 老人性認知症疾患療養病棟に係る一の病室の病床数は、四床以下とすること。

ロ 老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上とすること。

ハ 老人性認知症疾患療養病棟の用に供される部分(事業の管理の事務に供される部分を除く。)の床面積は、当該老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数に十八平方メートルを乗じて得た面積以上の面積を有すること。

ニ 患者が使用する廊下であつて、老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、一・八メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、二・七メートル以上(医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては二・一メートル以上)としなければならない。

ホ 生活機能回復訓練室は、六十平方メートル以上の床面積を有し、専用の器械及び器具を備えること。

ヘ デイルーム及び面会室の面積の合計は、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者一人につき二平方メートル以上の面積を有しななければならない。

ト 食堂は、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有しなければならない。ただし、前号のデイルームを食堂として使用することができるものとする。

チ 浴室は、入院患者の入浴の介助を考慮してできるだけ広いものでなければならない。

2 前項第三号及び第四号に該当する指定短期入所療養介護事業所にあつては、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

3 (略)

(対象者)

第四百四十四条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院若しくは診療所の療養病床に係る病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

2 前項第三号に該当する指定短期入所療養介護事業所にあつては、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

3 (略)

(対象者)

第四百四十四条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院若しくは診療所の療養病床に係る病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）

以下「令」という。）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

(設備に関する基準)

第百五十五条の四 ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一～四 (略)

2 (略)

附 則

第六条から第九条まで 削除

る。

(設備に関する基準)

第百五十五条の四 ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一～四 (略)

五 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。

2 (略)

附 則

第六条 当分の間、第百四十二条第一項第四号ハ中「六」とあるのは、「八」とする。

第七条 専ら老人性認知症疾患療養病棟における作業療法に従事する常勤

の看護師（老人性認知症疾患の患者の作業療法に従事した経験を有する者に限る。）を置いている指定短期入所療養介護事業者（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。）については、当分の間、第百四十二条第一項第四号ホ中「作業療法士」とあるのは「週に一日以上当該老人性認知症疾患療養病棟において指定短期入所療養介護の提供に当たる作業療法士」と、同条第四項中「第一項第四号ホの作業療法士及び同号への精神保健福祉士」とあるのは「第一項第四号への精神保健福祉士」とする。

第八条 病床を転換して設けられた老人性認知症疾患療養病棟（以下「病床転換による老人性認知症疾患療養病棟」という。）に係る病室については、第百四十三条第四号イ中「四床」とあるのは、「六床」とする。

第九条 病床転換による老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下については、第百四十三条第四号ニ中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、同条第七メートル以上（医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあっては二・一メートル以上）」とあるのは「一・六メートル」とする。

第十条 （略）

○ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）

<p>第十三条 精神病床（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び次条において同じ。）又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床又は療養病床の転換（当該精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下この条及び次条において同じ。）を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室については、平成二十四年三月三十一日までの間は、第三条第二項第一号ロ中「八平方メートル」とあるのは「六・四平方メートル」とする。</p> <p>第十四条 精神病床又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床又は療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下については、第四条第五号イ中「一・八メートル」とあるの</p>	<p>改正後</p>
<p>附則</p>	<p>改正前</p>

は「一・ニメートル」と、「三・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

C 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後

改正前

附則

附則

第十八条 療養病床を有する病院（医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けるものに限る。）である指定介護療養型医療施設については、平成二十四年三月三十一日までの間は、第二条第一項第二号中「六」とあるのは「八」と、同項第三号中「六」とあるのは「四」とする。

第十九条 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けるものに限る。）である指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数は、平成二十四年三月三十一日までの間は、第二条第三項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以上
- 二 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が五又はその端数を増すごとに一以上
- 三 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上
- 四 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士 一以上
- 五 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者 一以上
- 六 介護支援専門員 一以上（老人性認知症疾患療養病棟（専ら

要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。)

第二十条 療養病床を有する病院（医療法施行規則第五十一条の規定の適用を受けるものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成二十四年三月三十一日までの間は、第三条第二項第三号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

第二十一条 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（医療法施行規則第五十一条の規定の適用を受けるものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成二十四年三月三十一日までの間は、第五条第二項第四号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル以上（医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては、二・一メートル以上）」とあるのは「一・六メートル以上」とする。

○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）

（変更点は下線部）

改正前	改正後																																																
<p>○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 19 号）</p> <p>指定居宅サービス介護給付費単位数表</p> <p>9 短期入所療養介護費</p> <p>イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>9 利用者が連続して 30 日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30 日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、<u>介護老人保健施設短期入所療養介護費</u>は、算定しない。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>□ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費</p> <p>(i) 病院療養病床短期入所療養介護費（1日につき）</p> <p>(-) 病院療養病床短期入所療養介護費 (I) 介護4:1 看護6:1</p> <p>a 病院療養病床短期入所療養介護費 (i) <従来型個室></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">i 経過的要介護</td><td style="text-align: right;">534 単位</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">ii 要介護 1</td><td style="text-align: right;">701 単位</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">iii 要介護 2</td><td style="text-align: right;">811 単位</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">iv 要介護 3</td><td style="text-align: right;">1,049 単位</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">v 要介護 4</td><td style="text-align: right;">1,150 単位</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">vi 要介護 5</td><td style="text-align: right;">1,241 単位</td></tr> </table> <p>b 病院療養病床短期入所療養介護費 (ii) <多寝></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">i 経過的要介護</td><td style="text-align: right;">618 単位</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">ii 要介護 1</td><td style="text-align: right;">832 単位</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">iii 要介護 2</td><td style="text-align: right;">942 単位</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">iv 要介護 3</td><td style="text-align: right;">1,180 単位</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">v 要介護 4</td><td style="text-align: right;">1,281 単位</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">vi 要介護 5</td><td style="text-align: right;">1,372 単位</td></tr> </table>	i 経過的要介護	534 単位	ii 要介護 1	701 単位	iii 要介護 2	811 単位	iv 要介護 3	1,049 単位	v 要介護 4	1,150 単位	vi 要介護 5	1,241 単位	i 経過的要介護	618 単位	ii 要介護 1	832 単位	iii 要介護 2	942 単位	iv 要介護 3	1,180 単位	v 要介護 4	1,281 単位	vi 要介護 5	1,372 単位	<p>○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 19 号）</p> <p>指定居宅サービス介護給付費単位数表</p> <p>9 短期入所療養介護費</p> <p>イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>9 利用者が連続して 30 日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30 日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、<u>介護老人保健施設における短期入所療養介護費</u>は、算定しない。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>□ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費</p> <p>(i) 病院療養病床短期入所療養介護費（1日につき）</p> <p>(-) 病院療養病床短期入所療養介護費 (I) 介護4:1 看護6:1</p> <p>a 病院療養病床短期入所療養介護費 (i) <従来型個室></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">i 経過的要介護</td><td style="text-align: right;">534 単位</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">ii 要介護 1</td><td style="text-align: right;">701 単位</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">iii 要介護 2</td><td style="text-align: right;">811 単位</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">iv 要介護 3</td><td style="text-align: right;">1,049 単位</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">v 要介護 4</td><td style="text-align: right;">1,150 単位</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">vi 要介護 5</td><td style="text-align: right;">1,241 単位</td></tr> </table> <p>b 病院療養病床短期入所療養介護費 (ii) <多寝></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">i 経過的要介護</td><td style="text-align: right;">618 単位</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">ii 要介護 1</td><td style="text-align: right;">832 単位</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">iii 要介護 2</td><td style="text-align: right;">942 単位</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">iv 要介護 3</td><td style="text-align: right;">1,180 単位</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">v 要介護 4</td><td style="text-align: right;">1,281 単位</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">vi 要介護 5</td><td style="text-align: right;">1,372 単位</td></tr> </table>	i 経過的要介護	534 単位	ii 要介護 1	701 単位	iii 要介護 2	811 単位	iv 要介護 3	1,049 単位	v 要介護 4	1,150 単位	vi 要介護 5	1,241 単位	i 経過的要介護	618 単位	ii 要介護 1	832 単位	iii 要介護 2	942 単位	iv 要介護 3	1,180 単位	v 要介護 4	1,281 単位	vi 要介護 5	1,372 単位
i 経過的要介護	534 単位																																																
ii 要介護 1	701 単位																																																
iii 要介護 2	811 単位																																																
iv 要介護 3	1,049 単位																																																
v 要介護 4	1,150 単位																																																
vi 要介護 5	1,241 単位																																																
i 経過的要介護	618 単位																																																
ii 要介護 1	832 単位																																																
iii 要介護 2	942 単位																																																
iv 要介護 3	1,180 単位																																																
v 要介護 4	1,281 単位																																																
vi 要介護 5	1,372 単位																																																
i 経過的要介護	534 単位																																																
ii 要介護 1	701 単位																																																
iii 要介護 2	811 単位																																																
iv 要介護 3	1,049 単位																																																
v 要介護 4	1,150 単位																																																
vi 要介護 5	1,241 単位																																																
i 経過的要介護	618 単位																																																
ii 要介護 1	832 単位																																																
iii 要介護 2	942 単位																																																
iv 要介護 3	1,180 単位																																																
v 要介護 4	1,281 単位																																																
vi 要介護 5	1,372 単位																																																

(二) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ) 介護5:1 看護6:1	
a 病院療養病床短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	
i 経過的要介護	498 単位
ii 要介護1	641 単位
iii 要介護2	750 単位
iv 要介護3	910 単位
v 要介護4	1,066 単位
vi 要介護5	1,108 単位
b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii) <多床室>	
i 経過的要介護	582 単位
ii 要介護1	772 単位
iii 要介護2	881 単位
iv 要介護3	1,041 単位
v 要介護4	1,197 単位
vi 要介護5	1,239 単位
(三) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ) 介護6:1 看護6:1	
a 病院療養病床短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	
i 経過的要介護	473 単位
ii 要介護1	611 単位
iii 要介護2	722 単位
iv 要介護3	873 単位
v 要介護4	1,030 単位
vi 要介護5	1,071 単位
b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii) <多床室>	
i 経過的要介護	557 単位
ii 要介護1	742 単位
iii 要介護2	853 単位
iv 要介護3	1,004 単位
v 要介護4	1,161 単位
vi 要介護5	1,202 単位

(二) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ) 介護5:1 看護6:1	
a 病院療養病床短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	
i 経過的要介護	498 単位
ii 要介護1	641 単位
iii 要介護2	750 単位
iv 要介護3	910 単位
v 要介護4	1,066 単位
vi 要介護5	1,108 単位
b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii) <多床室>	
i 経過的要介護	582 単位
ii 要介護1	772 単位
iii 要介護2	881 単位
iv 要介護3	1,041 単位
v 要介護4	1,197 単位
vi 要介護5	1,239 単位
(三) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ) 介護6:1 看護6:1	
a 病院療養病床短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	
i 経過的要介護	473 単位
ii 要介護1	611 単位
iii 要介護2	722 単位
iv 要介護3	873 単位
v 要介護4	1,030 単位
vi 要介護5	1,071 単位
b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii) <多床室>	
i 経過的要介護	557 単位
ii 要介護1	742 単位
iii 要介護2	853 単位
iv 要介護3	1,004 単位
v 要介護4	1,161 単位
vi 要介護5	1,202 単位

(2) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(1日につき)

(-) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ)<従来型個室>	
a 経過的要介護	534 単位
b 要介護1	701 単位
c 要介護2	811 単位

(2) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費（1日につき）

(-) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (I) <ユニット型>

a 経過的要介護	625 単位
b 要介護 1	835 単位
c 要介護 2	945 単位
d 要介護 3	1,183 単位
e 要介護 4	1,284 単位
f 要介護 5	1,375 単位

(-) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (II) <ユニット型>

a 経過的要介護	625 単位
b 要介護 1	835 単位
c 要介護 2	945 単位
d 要介護 3	1,183 単位
e 要介護 4	1,284 単位
f 要介護 5	1,375 単位

(3) 特定病院療養病床短期入所療養介護費（1日につき）760 単位

注1 (1) 及び (2) について、療養病床（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げ

d 要介護 3	919 単位
e 要介護 4	1,010 単位
f 要介護 5	1,101 単位

(-) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (I) <経過型>

a 経過的要介護	618 単位
b 要介護 1	832 単位
c 要介護 2	942 単位
d 要介護 3	1,050 単位
e 要介護 4	1,141 単位
f 要介護 5	1,232 単位

(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費（1日につき）

(-) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (I) <ユニット型>

a 経過的要介護	625 単位
b 要介護 1	835 単位
c 要介護 2	945 単位
d 要介護 3	1,183 単位
e 要介護 4	1,284 単位
f 要介護 5	1,375 単位

(-) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (II) <ユニット型>

a 経過的要介護	625 単位
b 要介護 1	835 単位
c 要介護 2	945 単位
d 要介護 3	1,183 単位
e 要介護 4	1,284 単位
f 要介護 5	1,375 単位

(4) 特定病院療養病床短期入所療養介護費（1日につき）760 単位

注1 (1) から (3) までについて、療養病床（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基

る区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から 25 単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (3)について、療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から 25 単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

3 (2)について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の 100 分の 97 に相当する単位数を算定する。

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。

イ 病院療養病床療養環境減算(I)	25 単位
ロ 病院療養病床療養環境減算(II)	85 単位
ハ 病院療養病床療養環境減算(III)	115 単位

5 医師の配置について、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 49 条の規定が適用されている病院については、1日につき 12 単位を所定単位数から減算する。

6 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に

準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から 25 単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (4)について、療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から 25 単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

3 (3)について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の 100 分の 97 に相当する単位数を算定する。

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。

イ 病院療養病床療養環境減算(I)	25 単位
ロ 病院療養病床療養環境減算(II)	85 単位
ハ 病院療養病床療養環境減算(III)	115 単位

5 医師の配置について、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 49 条の規定が適用されている病院については、1日につき 12 単位を所定単位数から減算する。

6 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に

従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- イ 夜間勤務等看護(I) 23 単位
- ロ 夜間勤務等看護(II) 14 単位
- ハ 夜間勤務等看護(III) 7 単位

7 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

8 次のいずれかに該当する者に対して、病院療養病床短期入所療養介護費(I)、病院療養病床短期入所療養介護費(II)又は病院療養病床短期入所療養介護費(III)を支給する場合は、それぞれ、病院療養病床短期入所療養介護費(I)の病院療養病床短期入所療養介護費(ii)、病院療養病床短期入所療養介護費(II)の病院療養病床短期入所療養介護費(ii)又は病院療養病床短期入所療養介護費(III)の病院療養病床短期入所療養介護費(ii)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

9 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注6の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1及び注6の規定による届出があったものとみなす。

10 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、病院療養病床短期入所療養介護費は、算定しない。

(4) 栄養管理体制加算

- (一) 管理栄養士配置加算 12 単位
- (二) 栄養士配置加算 10 単位

従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- イ 夜間勤務等看護(I) 23 単位
- ロ 夜間勤務等看護(II) 14 単位
- ハ 夜間勤務等看護(III) 7 単位

7 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

8 次のいずれかに該当する者に対して、病院療養病床短期入所療養介護費(I)、病院療養病床短期入所療養介護費(II)若しくは病院療養病床短期入所療養介護費(III)又は病院療養病床経過型短期入所療養介護費を支給する場合は、それぞれ、病院療養病床短期入所療養介護費(I)の病院療養病床短期入所療養介護費(ii)、病院療養病床短期入所療養介護費(II)の病院療養病床短期入所療養介護費(ii)若しくは病院療養病床短期入所療養介護費(III)の病院療養病床短期入所療養介護費(ii)又は病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

9 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注6の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1及び注6の規定による届出があったものとみなす。

10 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、療養病床を有する病院における短期入所療養介護費は、算定しない。

(5) 栄養管理体制加算

- (一) 管理栄養士配置加算 12 単位
- (二) 栄養士配置加算 10 単位

注1 (一)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所であること。

2 (二)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

イ 栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所であること。

(5) 療養食加算 23 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

(6) 緊急短期入所ネットワーク加算 50 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、1日につき所定単位数を加算する。

(7) 特定診療費

利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

注1 (一)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所であること。

2 (二)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

イ 栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所であること。

(6) 療養食加算 23 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

(7) 緊急短期入所ネットワーク加算 50 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、1日につき所定単位数を加算する。

(8) 特定診療費

利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

ハ 療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費 (略)

(1)～(3) (略)

注1～7 (略)

8 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、診療所療養病床短期入所療養介護費は、算定しない。

(4)～(7) (略)

二 老人性認知症疾患療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

(i) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)

(-) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (I) <大学病院等>看護:介護 3:1 6:1

a 認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>

i 経過的要介護	833 単位
ii 要介護1	1,035 単位
iii 要介護2	1,102 単位
iv 要介護3	1,169 単位
v 要介護4	1,237 単位
vi 要介護5	1,304 単位

b 認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <多床室>

i 経過的要介護	944 単位
ii 要介護1	1,146 単位
iii 要介護2	1,213 単位
iv 要介護3	1,280 単位
v 要介護4	1,348 単位
vi 要介護5	1,415 単位

(-) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (II) <一般病院>看護:介護 4:1 4:1

a 認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>

i 経過的要介護	766 単位
ii 要介護1	977 単位
iii 要介護2	1,048 単位
iv 要介護3	1,118 単位

ハ 療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費 (略)

(1)～(3) (略)

注1～7 (略)

8 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費は、算定しない。

(4)～(7) (略)

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

(i) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)

(-) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (I) <大学病院等>看護:介護 3:1 6:1

a 認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <従来型個室>

i 経過的要介護	833 単位
ii 要介護1	1,035 単位
iii 要介護2	1,102 単位
iv 要介護3	1,169 単位
v 要介護4	1,237 単位
vi 要介護5	1,304 単位

b 認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <多床室>

i 経過的要介護	944 単位
ii 要介護1	1,146 単位
iii 要介護2	1,213 単位
iv 要介護3	1,280 単位
v 要介護4	1,348 単位
vi 要介護5	1,415 単位

(-) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (II) <一般病院>看護:介護 4:1 4:1

a 認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>

i 経過的要介護	766 単位
ii 要介護1	977 単位
iii 要介護2	1,048 単位
iv 要介護3	1,118 単位

v	要介護 4	1,189 単位
vi	要介護 5	1,259 単位
b	認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <多床>	
i	経過的要介護	850 単位
ii	要介護 1	1,108 単位
iii	要介護 2	1,179 単位
iv	要介護 3	1,249 単位
v	要介護 4	1,320 単位
vi	要介護 5	1,390 単位
(E)	認知症疾患型短期入所療養介護費 (III) <一般病院>看護:介護 4:1 5:1	
a	認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	
i	経過的要介護	743 単位
ii	要介護 1	948 単位
iii	要介護 2	1,017 単位
iv	要介護 3	1,085 単位
v	要介護 4	1,154 単位
vi	要介護 5	1,222 単位
b	認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <多床>	
i	経過的要介護	827 単位
ii	要介護 1	1,079 単位
iii	要介護 2	1,148 単位
iv	要介護 3	1,216 単位
v	要介護 4	1,285 単位
vi	要介護 5	1,353 単位
(四)	認知症疾患型短期入所療養介護費 (IV) <一般病院>看護:介護 4:1 6:1	
a	認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	
i	経過的要介護	730 単位
ii	要介護 1	932 単位
iii	要介護 2	999 単位
iv	要介護 3	1,066 単位
v	要介護 4	1,134 単位
vi	要介護 5	1,201 単位
b	認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <多床>	
i	経過的要介護	814 単位
ii	要介護 1	1,063 単位

v	要介護 4	1,189 単位
vi	要介護 5	1,259 単位
b	認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <多床>	
i	経過的要介護	850 単位
ii	要介護 1	1,108 単位
iii	要介護 2	1,179 単位
iv	要介護 3	1,249 単位
v	要介護 4	1,320 単位
vi	要介護 5	1,390 単位
(E)	認知症疾患型短期入所療養介護費 (III) <一般病院>看護:介護 4:1 5:1	
a	認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	
i	経過的要介護	743 単位
ii	要介護 1	948 単位
iii	要介護 2	1,017 単位
iv	要介護 3	1,085 単位
v	要介護 4	1,154 単位
vi	要介護 5	1,222 単位
b	認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <多床>	
i	経過的要介護	827 単位
ii	要介護 1	1,079 単位
iii	要介護 2	1,148 単位
iv	要介護 3	1,216 単位
v	要介護 4	1,285 単位
vi	要介護 5	1,353 単位
(四)	認知症疾患型短期入所療養介護費 (IV) <一般病院>看護:介護 4:1 6:1	
a	認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	
i	経過的要介護	730 単位
ii	要介護 1	932 単位
iii	要介護 2	999 単位
iv	要介護 3	1,066 単位
v	要介護 4	1,134 単位
vi	要介護 5	1,201 単位
b	認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <多床>	
i	経過的要介護	814 単位
ii	要介護 1	1,063 単位

iii	要介護2	1,130 単位
iv	要介護3	1,197 単位
v	要介護4	1,265 単位
vi	要介護5	1,332 単位
(五)	認知症疾患型短期入所療養介護費 (V) 経過措置型 (※)	<一般病院>
a	認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	
i	経過的要介護	668 単位
ii	要介護1	870 単位
iii	要介護2	937 単位
iv	要介護3	1,004 単位
v	要介護4	1,072 単位
vi	要介護5	1,139 単位
b	認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <多床>	
i	経過的要介護	779 単位
ii	要介護1	981 単位
iii	要介護2	1,048 単位
iv	要介護3	1,115 単位
v	要介護4	1,183 単位
vi	要介護5	1,250 単位

(2) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)

iii	要介護2	1,130 単位
iv	要介護3	1,197 単位
v	要介護4	1,265 単位
vi	要介護5	1,332 単位
(五)	認知症疾患型短期入所療養介護費 (V) 経過措置型 (※)	<一般病院>
a	認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	
i	経過的要介護	668 単位
ii	要介護1	870 単位
iii	要介護2	937 単位
iv	要介護3	1,004 単位
v	要介護4	1,072 単位
vi	要介護5	1,139 単位
b	認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <多床>	
i	経過的要介護	779 単位
ii	要介護1	981 単位
iii	要介護2	1,048 単位
iv	要介護3	1,115 単位
v	要介護4	1,183 単位
vi	要介護5	1,250 単位

(2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (1日につき)

(-) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (I) <従来型個室>

a	経過的要介護	570 単位
b	要介護1	772 単位
c	要介護2	839 単位
d	要介護3	906 単位
e	要介護4	974 単位
f	要介護5	1,041 単位

(二) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (II) <多床>

a	経過的要介護	654 単位
d	要介護1	903 単位
c	要介護2	970 単位
d	要介護3	1,037 単位
e	要介護4	1,105 単位
f	要介護5	1,172 単位

(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)

(一) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (I) <大学病院等>

a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室>

i 経過的要介護	946 単位
ii 要介護 1	1,149 単位
iii 要介護 2	1,216 単位
iv 要介護 3	1,283 単位
v 要介護 4	1,351 単位
vi 要介護 5	1,418 単位

b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型準個室>

i 経過的要介護	946 単位
ii 要介護 1	1,149 単位
iii 要介護 2	1,216 単位
iv 要介護 3	1,283 単位
v 要介護 4	1,351 単位
vi 要介護 5	1,418 単位

(二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (II) <一般病院>

a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室>

i 経過的要介護	857 単位
ii 要介護 1	1,111 単位
iii 要介護 2	1,182 単位
iv 要介護 3	1,252 単位
v 要介護 4	1,323 単位
vi 要介護 5	1,393 単位

b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型準個室>

i 経過的要介護	857 単位
ii 要介護 1	1,111 単位
iii 要介護 2	1,182 単位
iv 要介護 3	1,252 単位
v 要介護 4	1,323 単位
vi 要介護 5	1,393 単位

(3) 特定認知症対応型短期入所療養介護費 (1日につき) 760 単位

注 1 (1) 及び (2) について、老人性認知症疾患療養病棟 (指定居宅サービス基準第 142 条第 1 項第 4 号に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。以下同じ。) を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定

(一) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (I) <大学病院等>

a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室>

i 経過的要介護	946 単位
ii 要介護 1	1,149 単位
iii 要介護 2	1,216 単位
iv 要介護 3	1,283 単位
v 要介護 4	1,351 単位
vi 要介護 5	1,418 単位

b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型準個室>

i 経過的要介護	946 単位
ii 要介護 1	1,149 単位
iii 要介護 2	1,216 単位
iv 要介護 3	1,283 単位
v 要介護 4	1,351 単位
vi 要介護 5	1,418 単位

(二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (II) <一般病院>

a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室>

i 経過的要介護	857 単位
ii 要介護 1	1,111 単位
iii 要介護 2	1,182 単位
iv 要介護 3	1,252 単位
v 要介護 4	1,323 単位
vi 要介護 5	1,393 単位

b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型準個室>

i 経過的要介護	857 単位
ii 要介護 1	1,111 単位
iii 要介護 2	1,182 単位
iv 要介護 3	1,252 単位
v 要介護 4	1,323 単位
vi 要介護 5	1,393 単位

(4) 特定認知症対応型短期入所療養介護費 (1日につき) 760 単位

注 1 (1) から (3) までについて、老人性認知症疾患療養病棟 (指定居宅サービス基準第 144 条に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。以下同じ。) を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設

める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- 2 (3)について、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、利用者(別に厚生労働大臣が定める者に限る。)に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 3 (2)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 4 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 5 次のいずれかに該当する者に対して、認知症疾患型短期入所療養介護費(I)、認知症疾患型短期入所療養介護費(II)、認知症疾患型短期入所療養介護費(III)、認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)又は認知症疾患型短期入所療養介護費(V)を支給する場合は、それぞれ、認知症疾患型短期入所療養介護費(I)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(II)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(III)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)の認知症

基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- 2 (4)について、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、利用者(別に厚生労働大臣が定める者に限る。)に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 3 (3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 4 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 5 次のいずれかに該当する者に対して、認知症疾患型短期入所療養介護費(I)、認知症疾患型短期入所療養介護費(II)、認知症疾患型短期入所療養介護費(III)、認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)若しくは認知症疾患型短期入所療養介護費(V)又は認知症疾患型経過型短期入所療養介護費を支給する場合は、それぞれ、認知症疾患型短期入所療養介護費(I)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(II)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(III)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、

疾患型短期入所療養介護費 (ii) 又は認知症疾患型短期入所療養介護費 (V) の認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

6 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。

7 利用者が連続して 30 日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30 日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、認知症疾患型短期入所療養介護費は、算定しない。

(4) 栄養管理体制加算

(一) 管理栄養士配置加算 12 単位

(二) 栄養士配置加算 10 単位

注1 (一)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所であること。

2 (二)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

イ 栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所

認知症疾患型短期入所療養介護費 (IV) の認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) 若しくは認知症疾患型短期入所療養介護費 (V) の認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) 又は認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (II) を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

6 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。

7 利用者が連続して 30 日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30 日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費は、算定しない。

(5) 栄養管理体制加算

(一) 管理栄養士配置加算 12 単位

(二) 栄養士配置加算 10 単位

注1 (一)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所であること。

2 (二)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

イ 栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所

療養介護事業所であること。

(5) 療養食加算 23 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

(6) 緊急短期入所ネットワーク加算 50 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、1日につき所定単位数を加算する。

(7) 特定診療費

利用者に対して、精神科専門療法等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

ホ 基準適合診療所における短期入所療養介護費 (略)

(1)~(3) (略)

注1~4 (略)

5 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、基準適合診療所短期入所療養介護費は、算定しない。

(4)・(5) (略)

療養介護事業所であること。

(6) 療養食加算 23 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

(7) 緊急短期入所ネットワーク加算 50 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、1日につき所定単位数を加算する。

(8) 特定診療費

利用者に対して、精神科専門療法等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

ホ 基準適合診療所における短期入所療養介護費 (略)

(1)~(3) (略)

注1~4 (略)

5 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、基準適合診療所における短期入所療養介護費は、算定しない。

(4)・(5) (略)